

(仮称)あおもりICT利活用推進プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1 青森県基本計画が掲げる青森県のめざす姿の実現に向けて、情報通信技術(以下「ICT」という。)の効果的な利活用を推進するために県内の官民全体で共有すべき指針となる「(仮称)あおもりICT利活用推進プラン(以下「プラン」という。)」を策定することとし、本県を取り巻く社会環境や課題、ICTの動向等を踏まえ、ICTの利活用に関する基本的な方針等について検討する「(仮称)あおもりICT利活用推進プラン検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

なお、プランは「IT戦略推進委員会(平成16年4月設置。委員長:青森県最高情報責任者(青森県副知事)(以下「CIO」という。))」において決定する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) ICTの利活用に関する基本的な方針に関すること。
- (2) ICTの利活用に関する取組の方向性に関すること。
- (3) その他、ICTの利活用の推進に関すること。

(構成)

第3 委員会は、ICTに関し学識経験を有する者のうちからCIOが委嘱する別表の委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のときは、その職務を代行し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者で適当と認める者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(会議の公開)

第6 委員会の会議は、原則公開によるものとする。ただし、案件によっては、委員の承諾をもって会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、青森県企画政策部情報システム課において処理する。

(委員長への委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 6 月 8 日から施行する。

別表

(仮称)あおもりICT利活用推進プラン検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

No.	氏名	所属・職名
1	蝦名 晶子	ディーシーデザイン 代表 特定非営利活動法人あおもりIT活用サポートセンター 副理事長
2	大嶋 憲通	株式会社リンクステーション 代表取締役社長
3	長内 睦郎	マルマンコンピュータサービス株式会社 代表取締役社長
4	葛西 純	株式会社フォルテ 代表取締役社長
5	木暮 祐一	青森公立大学 経営経済学部地域みらい学科 准教授
6	佐藤 拓郎	株式会社アグリーンハート 代表取締役
7	田中 直人	田中建設工業株式会社 建設部第三課 係長
8	タナカ ミカ	株式会社リモートストーリーズ 代表取締役 オンライン・ママ大学 代表
9	藤田 亜希子	フリーアナウンサー
10	三浦 克之	株式会社サン・コンピュータ 代表取締役社長
11	森 樹男	弘前大学 副理事(社会連携担当) 人文社会科学部 教授